

令和6年度事業計画

概 要

令和6年度においては、働き方改革の一環として医師や看護師など医療従事者の労働環境や働き方改革の見直しの方向性が示され、また診療報酬改定の指針が示されるなど、例年より医療界をとりまく環境はソフトとハード両面においてより厳しくなると予想されます。

またIT化や必要な設備投資・物価高・人件費上昇などの経営環境悪化条件を乗り越え収支バランスを保つ為には、肥大化した組織の見直しや収益性を高める経営体質の改善は避けて通れません。

昭和47年にスタートした労働安全衛生法も時代の要求に応え、様々な項目が追加され2024年度には更に重武装化が決っています。

1911年設立の工場法から端を発した労働安全衛生法も100年を超えており、医療技術や医療機器の進化や高額化を考えると、もはや健康診断と人間ドックは別物と考えざるを得ない時に来ています。

特に、東都クリニックは多種多様な高度医療機器や専門医・専門スタッフ・ホテルニューオータニ2階というシチュエーションを考えると、健康診断ではなく専門外来を持つ高級人間ドック追求する施設へと、スタッフ全員の意識も変える必要があるでしょう。

一方、霞が関診療所の特性を見ると官庁街のまさに真中に位置する霞が関ビルに位置し、「航空身体検査」という特別な認定と専門医・専門スタッフを擁している点は、他の施設との差別化に充分と思われれます。

このように、両施設は明確にその存在意義と明確な特徴を持ち、一般にある街のクリニックの延長線上の健診施設や、病院に併設した健診施設ではなく、専門外来と専門スタッフをもつ、人間ドック施設と専門健診施設です。

これを機に、両施設の特徴を活かした広報や営業活動を進めてまいります。

I. 公益事業

財団設立の趣意に則り、広くすべての人々の健康増進に寄与するために以下の公益事業を継続して行なう。

1. 宣伝啓発普及および支援活動

(1) 健康医学研究会の開催

新型コロナウイルスパンデミック以降、WEB及び紙媒体での開催が続いている研究会を令和6年度においては開催し主に企業や保険者といわれる健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合などの幹部や健康管理実務担当者を招き以下の事業を包括して第54回健康医学研究会を開催する。

- ・財団事業の概要報
- ・講演会
- ・交流会(懇親会)

(2) 雑誌「健康医学」第54号の発行

第54回健康医学研究会の開催に合わせて発行し、広く財団の事業内容を宣伝する。

(3) その他の宣伝啓発活動

- ・厚生労働省等の法令に沿って、施策の実施及びその支援活動を行なう。

・例年通り公益社団法人全国労働衛生団体連合会(全衛連)、中央労働災害防止協会(中災防)、公益社団法人日本人間ドック学会(人間ドック学会)その他の健康・衛生に関する公益事業を推進する団体からの情報提供を受けた宣伝普及活動を行なう。

Ⅱ. 収益事業

1. 人間ドック事業

- (1) オプション検査の見直し・充実による単価アップ
- (2) 近隣商店主を対象とした健康セミナー開催と人間ドック販売
- (3) 営業媒体調査と積極的なプラットホーム活用
- (4) リピーター拡大を目指したDM戦略
- (5) 積極的なインバウンド事業の拡大、(株)ヘルスケアアジア
- (6) ホテルニューオータニとコラボした新顧客の開拓
- (7) 霞が関(診)での眼科ドックの開発・営業
- (8) その他、ホームページ改編による訴求効果拡大
- (9) 受診後のアンケートをQR化して回収を拡大しニーズ獲得拡大

2. 健康診断事業

- (1) 霞が関ビルを中心としたエリア企業への再アプローチ・リーフ配布
- (2) 東京貨物健保への加入アプローチ
- (3) 伊藤忠グループへアプローチ(伊藤忠食品・伊藤忠本社)
- (4) メンタルテクノロジーとの協業
- (5) その他

3. 情報の収集と研究開発

- (1) 労働衛生関係法規や公衆衛生に関する情報収集を行なう。
- (2) 医療に関する最新の知見に留意し、効果的な健康増進の研究を行なう。
- (3) インターネットのWEBサイトを通じた医療・健康情報等の提供。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の大流行で中止になっていた保健師・管理栄養士等による健康管理、栄養、運動及びメンタルヘルスケア等の講習会・講演会等の開催。
- (5) 取引団体への労働衛生コンサルタント及び認定産業医による衛生講話等の開催。
- (6) 健康づくりイベント等の企画・実施その他適切な方法による宣伝普及活動および支援。

4. 教育・訓練事業

東都大学、要請のあった専門学校等からの学生実習生を受け入れを再開し、未来の質の高い医療人の養成と技術向上に協力し、社会に貢献する。

5. その他労働衛生機関の地位向上のための活動

6. 診療事業

- (1) 健診判定に基づく要医療事後措置は、当協会施設で対応すべく、当協会施設の更なる医療体制の充実を図る。
- (2) 引き続き専門外来・特診外来を設け、高度な医療や情報の提供を行なう。
- (3) 近隣の診療所・クリニックと連携を深め、MRI、CT、PET-CT検査等を積極的に受託する。
- (4) 上部・下部消化管内視鏡検査の受診枠を拡充する。
- (5) 今年度も粒子線がん相談クリニックにて、重粒子線治療を希望する患者様へセカンドオピニ

オンを提供する外来を継続する。

- (6) 新型コロナウイルス感染症後遺症外来を開設し、医療機関として地域住民と社会に貢献する。(霞が関ビル診療所)

7. 疾病予防事業

令和6年度も、主に冬季に蔓延するインフルエンザの予防と症状軽減を目的としたワクチン接種を地域住民、職域で行なう。特に職域では顧客のニーズに応え、出張での接種も行なう。

Ⅲ. 組織体制・設備改善事業

最新医学知見の導入、改正関連法令への準拠、及び、社会情勢の急速な変化への追随を可能とする柔軟な組織体制・システムの構築を目指す。

1. 会議・委員会

(1) 当協会横断的会議・委員会の活動

(イ) 医療実務代表者会議(新設)

当協会実務担当部署の代表者が月2回、一堂に会し、両附属医療施設横断的事項を迅速に審議・決定する。理事長、東都クリニック院長、霞が関ビル診療所院長、事務長、事務長代行、総務代表者、経理代表者が構成員である。

(ロ) インフォメーションテクノロジー・ワーキンググループ(新設)

電子カルテシステムと健診システムを協会の二大主要システムに据え、両システムの冗長性と機密性、不変性を担保するため、情報処理部システム課が中心的役割を担う。

(2) 各附属医療機関における会議・委員会の活動

(イ) 東都クリニック及び霞が関ビル診療所は、衛生委員会、業務改善委員会、精度管理委員会、リスクマネジメント委員会、個人情報保護委員会、情報セキュリティ委員会を各々設置しており、これら全委員会を集約的かつ体系的に開催できるよう、両施設それぞれの院長、部署長が構成員となり定期的に(第3水曜日:東都クリニック、第4水曜日:霞が関ビル診療所)活動する。

(ロ) 特に、業務改善委員会、精度管理委員会は委員会規程、細則、手順書を定期的に見直す等、自主監査を積極的に行う。

2. 施設設備

(1) 施設機器・備品の更新

耐用年数を越え、保守作業に必要な部品の入手・調達が困難な機器が複数存在するため、新規機器・代替機器の導入準備は急ぎ着手する必要がある。

(2) インフォメーションテクノロジーシステムの更新

(イ) 健診システムへの特定健康診査及び特定保健指導に係る新規機能導入について、調査研究をおこなう。

(ロ) 電子カルテシステムへのクラウドサーバー方式の導入により、セキュリティと冗長性の強化に向け、調査研究する。

(ハ) 医用画像管理システムの刷新を行い、画像情報管理の冗長性を高める。

3. 第三者認証の継続推進

(1) プライバシーマークの取得(協会事務局、東都クリニック、霞が関ビル診療所;新規)

(イ) ハード面等の物理的条件の調査・改修

(ロ)職員研修等の実施

IV. 職員に対する啓発事業

1. 学会・講習会等への参加によるスキルアップ

(1) 内部講習会・セミナー等の企画

協会内部講習会・セミナーを企画し、職員の業務スキルの向上と業務意欲の高揚を図る。

(2) 学会・外郭団体主催講習会・セミナー等への参加支援

公益社団法人全国労働衛生団体連合会、中央労働災害防止協会、一般社団法人日本健康倶楽部、公益社団法人日本人間ドック学会、東京産業保健総合支援センター等主催の講習会・セミナーへの職員の参加を支援する(スタッフ士気高揚基金を原資とする職員専門性向上支援制度)。

(3) 千代田区・千代田区医師会・麹町法人会等の地域団体と当協会職員との連携を深め、地域社会への貢献度を高める。

(4) 東京都所掌の「企業防災」活動へ、当協会職員も積極的に係わる。

V. 令和6年度協会特別措置 ～ 収益性向上を目指して

当協会の収益性は、コロナ禍の打撃を受けて以来、回復の兆しが見られない現状にある。低迷状況からの脱却を賭け、令和6年度において当協会は、以下の特別措置を選択した。

1. 特別措置の大綱

(1) 健診関連業務は維持・発展可能となる体制をとること

(2) 健診関連性の低い外来業務は縮小の方向性を選択すること

・ 医師人件費の大幅節減：

方針(1)及び(2)の措置に伴い、令和6年度の医師人件費の大幅節減が見込まれること

・ 土曜外来看護師、医事課人件費、光熱費の節減：

方針(2)の措置の結果、土曜外来は当面全科休診となり、外来看護師、医事課職員人件費削減、光熱費の節約が可能となる。土曜外来人材・リソースの土曜健診業務への振り向けが可能となり、土曜健診業務の拡大が期待される。

本措置の当面の実績を踏まえ、土曜外来取扱いに係る正式手続きが必要になるものと考えられる。

V. その他

会議予定

理事会及び評議員会をそれぞれ次の通り開催する。

理事会	2024年 5月	2025年 3月
-----	----------	----------

評議員会	2024年 5月	2025年 3月
------	----------	----------

その他必要に応じて、理事長が臨時理事会及び臨時評議員会を招集する。